

内 部 通 報 規 程

トーアス株式会社

(目的)

第1条

この規程は、従業員による問題行為の内部通報の進め方および対応の仕方を定めることにより、リスクを早期に把握し、公正かつ適正に対応することを目的とする。

(通報)

第2条

従業員は、職務の執行もしくは職務外の行動において問題行為が発生し、または発生する可能性のある時は、直ちに直属上司又はコンプライアンス事務局（以下、「事務局」という）に通報する。

通報は、各事業所に備付けの「申告ポスト」への投函により行うことも出来るものとする。但し、投函する場合は、通報者の希望により匿名でも良いものとする。

(報告)

第3条

従業員から通報を受けた上司又は事務局は、直ちにコンプライアンス委員長（以下、「委員長」という）及び事務局に報告し、その指示に従って、事実関係の調査、証拠の保全などにあたる。

(コンプライアンス委員会の審議・決定)

第4条

委員長及び事務局は、社員による通報があった場合には、通報内容を確認し、コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という）での審議が必要か否かを協議し、決定する。

委員長は、委員会で審議が必要と認めた場合は、すみやかに委員会を開催し、対応を審議・決定する。

(通知)

第5条

事務局は、通報が到達した事実および会社の対応方針、対応内容を確認できる措置を講じる。

(秘密保持)

第6条

1. 委員会および従業員は、通報を行った従業員の氏名その他個人を特定できる情報、ならびに通報が行われた事実を、必要不可欠な関係者以外に漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合もしくは本人の同意がある場合はこの限りでない。
2. 委員会および従業員は、通報者の個人情報を知ることのできる関係者の範囲を必要最小限に限るよう努める。

(不利益な取扱いの禁止)

第7条

1. 委員会および従業員は、通報を行った従業員に対して、通報を理由とした解雇、降格、異動、配置転換、差別、嫌がらせなどの不利益な取扱いを行ってはならない。
2. 委員会および従業員は、前項の不利益な取扱いを知った場合には、直ちに事務局に通報する。

(状況報告)

第8条

1. 事務局は、少なくとも年に1回以上の頻度で、通報の状況を取りまとめ、委員会に報告する。
2. 委員会は、通報の受付および対応の方法に問題があると判断したときは改善策を講じる。

(周知)

第9条

事務局は、従業員が安心して通報できるよう。通知（第5条）、秘密保持（第6条）、不利益な取扱いの禁止（第7条）の実効性の維持・向上に努める。

(規程の見直し)

第10条

本規程の見直し及び改廃は、コンプライアンス委員会が決定する。

附 則

1. この規程は、2017年 3月16日より施行する。
2. この改正は、2019年 8月27日より実施する。
3. この改正は、2019年10月30日より実施する。